

譲渡及び譲受並びに合併及び分割の認可申請を行う法人及び法人成りを行う個人事業者の方へ

譲渡及び譲受並びに合併及び分割の認可（和歌山県知事認可）申請について

譲り受ける側が法人である譲渡及び譲受（法人成りを含む）、合併又は分割に伴う認可申請の申請書は下記の表を参考に作成してください。

認可の申請を行う際には、なるべく早めに技術調査課に事前相談を行ってください。

提出部数は3部（正本1部、副本2部）です。

なお、提出先は主たる営業所の所在地を管轄する振興局建設部等です。

また、下記の表記載の書類に加えて持参書類が必要です。（詳細は「建設業許可及び認可の際の持参書類」のページをご覧ください。）

- (注1) ○ 提出が必須のもの
 △ 譲り受けた側、合併存続法人又は分割承継法人が既に建設業許可を有している場合に省略可能なもの
 □ 譲り受けた側、合併存続法人又は分割承継法人が既に建設業許可を有してかつ記載内容に変更がなければ省略可能なもの
 — 提出が不要なもの
 資格確認資料については、該当事項がなければ提出不要
- (注2) 下表で「法人成り法人」とは、個人事業から組織変更（法人成り）して設立された法人をいいます。
- (注3) 下表で「新設法人」とは、合併又は分割に伴い新設される法人をいいます。
- (注4) 下表で「存続法人等」とは、建設業を譲り受ける既存の法人、合併存続法人及び新設分割により設立され法人を除く分割承継法人をいいます。

様式番号	書類の名称等	譲渡及び譲受	法人成り	合併	分割
県様式 1-1	認可申請書表紙	○	○	○	○
県様式 2	許可経過 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。	○	○	○	○
第 22 号の 5	譲渡及び譲受認可申請書	○	○	—	—
第 22 号の 5 別紙一	役員等の一覧表	○	○	—	—
第 22 号の 5 別紙二	営業所一覧表	○	○	—	—
第 22 号の 5 別紙三	専任技術者一覧表	○	○	—	—
第 22 号の 7	合併認可申請書	—	—	○	—
第 22 号の 7 別紙一	役員等の一覧表	—	—	○	—
第 22 号の 7 別紙二	営業所一覧表	—	—	○	—
第 22 号の 7 別紙三	専任技術者一覧表	—	—	○	—
第 22 号の 8	分割認可申請書	—	—	—	○

様式番号	書類の名称等	譲渡及び	法人成り	合併	分割
第 22 号の 8 別紙一	役員等の一覧表	—	—	—	○
第 22 号の 8 別紙二	営業所一覧表	—	—	—	○
第 22 号の 8 別紙三	専任技術者一覧表	—	—	—	○
第 2 号	工事経歴書 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 新設法人は提出不要です。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。	△	○	△	△
第 3 号	直前三年の各事業年度における工事施工金額 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 新設法人は提出不要です。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。	△	○	△	△
第 4 号	使用人数 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。	○	○	○	○
第 6 号	誓約書 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。	□	○	□	□
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の本籍地の市町村長の証明書	○	○	○	○
	(1-1) 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書 (1-2) 成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当しない旨の本籍地の市町村長の証明書 (2) 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。 ※ (1-1)及び(1-2)の 1 組又は(2)のいずれかを提出してください。	□	○	□	□

様式番号	書類の名称等	譲渡及び	法人成り	合併	分割
第7号	常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書				
第7号別紙	常勤役員等の略歴書				
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書				
第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書				
※ 「第7号」及び「第7号別紙」の1組又は「第7号の2」、「第7号の2別紙一」及び「第7号の2別紙二」の1組のいずれかを提出してください。 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。					
第7号の3	健康保険等の加入状況 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「健康保険」「厚生年金」又は「雇用保険」に係る届出期間内かつ「第22号の6」を提出した場合には、「本認可に係る建設業の承継の日」から2週間以内の提出でもかまいません。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	「健康保険」及び「厚生年金」に係る申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し又はこれらに準ずる資料 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 「健康保険」及び「厚生年金」のいずれもが「適用除外」の場合には不要です。 ※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「健康保険」及び「厚生年金」に係る届出期間内かつ「第22号の6」を提出した場合には、「本認可に係る建設業の承継の日」から2週間以内の提出でもかまいません。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	法人成り	合併	分割
	(1-1) 「雇用保険」に係る申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控 (1-2) (1-1)により申告した保険料の納入に係る「領収済み通知書」の写し又はこれらに準ずる資料 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。 ※ (1-1)及び(1-2)のどちらも提出してください。 ※ 雇用保険が「適用除外」の場合には提出不要です。 ※ 本認可の申請を行った日が、法令で定める「雇用保険」に係る届出期間内かつ「第22号の6」を提出した場合には、「譲渡及び譲受の日」又は「相続認可の日」から2週間以内の提出でもかまいません。	○	○	○	○
第8号	専任技術者証明書（新規・変更） ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。	□	○	□	□
第9号	実務経験証明書	□	○	□	□
	卒業証明書				
	その他の資格証明書				
※ 申請する業種に応じて必要な組み合わせで提出してください。					
第10号	指導監督的実務経験証明書	□	○	□	□
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○
第12号	認可申請者の住所・生年月日に関する調書 ※ ただし、「第7号別紙」、「第7号の2別紙一」又は「第7号の2別紙二」のいずれかに記載のある者については不要です。	○	○	○	○
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所・生年月日に関する調書	□	□	□	□
	定款	□	○	□	□
第14号	株主出資者調書 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。	□	○	□	□
第15号	貸借対照表 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△

様式番号	書類の名称等	譲渡及び	法人成り	合併	分割
第 16 号	損益計算書 完成工事原価報告書 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
第 17 号	株主資本等変動計算書 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
第 17 号の 2	注記表 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
第 17 号の 3	附属明細表 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 資本金の額が 1 億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上の、特例有限会社を除く株式会社のみ提出が必要です。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
	事業報告書 ※ 法人成り法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 特例有限会社を除く株式会社のみ提出が必要です。 ※ 法人成り法人で最初の決算日が到来していない場合にはその旨を記載してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
	商業登記に係る登記事項証明書 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係るものです。 ※ 新設法人については、「本認可に係る建設業の承継の日」から 30 日以内の提出でもかまいません。	□	○	□	□

様式番号	書類の名称等	譲渡及び 譲受	法人成り	合併	分割
第 20 号	営業の沿革 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係る ものです。 ※ 新設法人については、「本認可に係る建設業の 承継の日」から 30 日以内の提出でもかまいません。	○	○	○	○
第 20 号の 2	所属建設業者団体 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係る ものです。 ※ 新設法人については、「本認可に係る建設業の 承継の日」から 30 日以内の提出でもかまいません。	□	○	□	□
	納税証明書（法人事業税） ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係る ものです。 ※ 法人成りでまだ納税を行っていないため、提出 できない場合にはその旨を記載した理由書を提出 してください。 ※ 新設法人は提出不要です。	△	○	△	△
第 20 号の 3	主要取引金融機関名 ※ 法人成り法人、新設法人又は存続法人等に係る ものです。	□	○	□	□
第 22 号の 6	誓約書 ※ 本認可の申請を行った日が「健康保険」、「厚 生年金」又は「雇用保険」のいずれかに係る法令 で定める届出期間内であり「第 7 号の 3」及び添 付書類を提出できない場合に提出してください。	○	○	○	○
	譲渡及び譲受に関する契約書の写し	○	○	—	—
	(1) 譲渡に関する株主総会又は社員総会の決議録 (2) 譲渡に関する無限責任社員又は総社員の同意 書 (3) 譲渡に関する意思の決定を証する書類 ※ 法人の場合に提出してください。 ※ (1)、(2)又は(3)のいずれかを提出してください。	○	○	—	—
	合併の方法及び条件が記載された書類	—	—	○	—
	合併契約書及び合併比率説明書	—	—	○	—

様式番号	書類の名称等	譲渡及び	法人成り	合併	分割
/	(1) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録 (2) 合併に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書 (3) 合併に関する意思の決定を証する書類 ※ (1)、(2)又は(3)のいずれかを提出してください。	—	—	○	—
	分割の方法及び条件が記載された書類	—	—	—	○
	分割契約書（新設分割の場合においては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書	—	—	—	○
/	(1) 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録 (2) 分割に関する無限責任社員若しくは総社員の同意書 (3) 分割に関する意思の決定を証する書類 ※ (1)、(2)又は(3)のいずれかを提出してください。	—	—	—	○